

令和元年8月20日

第3回郡山市廃棄物減量等推進審議会 資料

(案)

中間答申書

令和元年10月 日

郡山市廃棄物減量等推進審議会

令和元年10月 日

郡山市長 品川 万里 様

郡山市廃棄物減量等推進審議会
会長 中野 和典

ごみ減量化推進のための生活系ごみ処理費用の適正負担について（中間答申）

令和元年5月31日付け31郡3R第523号で諮問のありましたこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

目 次

	ページ
1 はじめに	P 1
2 審議事項に係る意見について	P 2
3 有料化の仕組みについて	P 3
(1) 費用負担割合	
(2) 手数料の設定方法	
(3) 手数料の納付方法	
(4) 手数料額	
(5) 粗大ごみの自己搬入無料化の廃止	
4 有料化導入にあたっての留意事項について	P 4
(1) 不法投棄及び違反ごみ対策	
(2) 市民への周知	
(3) 粗大ごみ再使用推進事業等の推進、拡大	
5 今後の審議について	P 5

1 はじめに

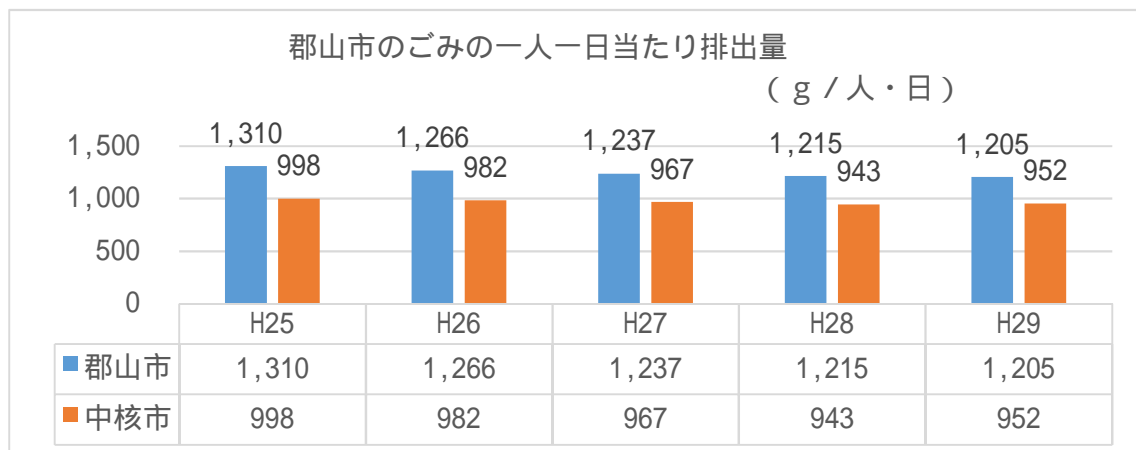
郡山市廃棄物減量等推進審議会は、平成29年7月に「郡山市一般廃棄物処理基本計画」に係る諮問を受け、平成30年1月の答申において、様々な環境の変化に向けた取り組みが求められているなかで、市民、事業者、行政の役割分担を明確化することにより、経済優先型社会から循環型社会への構築が重要であるという基本的な考え方の基、循環型社会実現に向けての取り組みとして3Rを優先施策として推進すること、家庭系ごみの適正負担の推進について検討することと意見したところであります。

令和元年5月には、「ごみ減量化推進のための生活系ごみ処理費用の適正負担」に係る諮問を受け、審議の過程で次のような状況を確認しました。

「生活系ごみの排出量については若干の減少傾向にあり、東日本大震災前のレベルに戻りつつあるが、他自治体との比較においては依然として平均値を大きく上回る状態である(データ1)こと」「家庭から排出されるごみのうち、『粗大ごみ』が占める割合は全体の僅かではあるが、量については増加傾向にあること。また、処理手数料が掛からず、排出者が市民の一部に限定されていること」「まちづくりネットモニターにおける『ごみの減量及びごみ処理費用の適正化について』をテーマにしたアンケート調査の結果、本市のごみ量は多いと感じている、ごみ処理費用も多額であるという回答が多数を占め、現状については良い状況ではないと認識されていること」「生活系ごみの組成調査を実施した結果、燃やしてよいごみとして排出されたうち、未だ資源物が含まれていることが多く見受けられるなど、分別が十分に徹底されていないこと」

このほか、ごみ処理費用の適正負担に係る郡山市における検討の経緯、中核市や県内市などにおける有料化の実施状況、有料化実施後の効果や課題についての検証、ごみ処理費用の有料化導入の必要性、さらに、郡山市において有料化を導入する場合の仕組みや配慮事項等について、幅広く慎重に審議を重ねてきました。

データ1



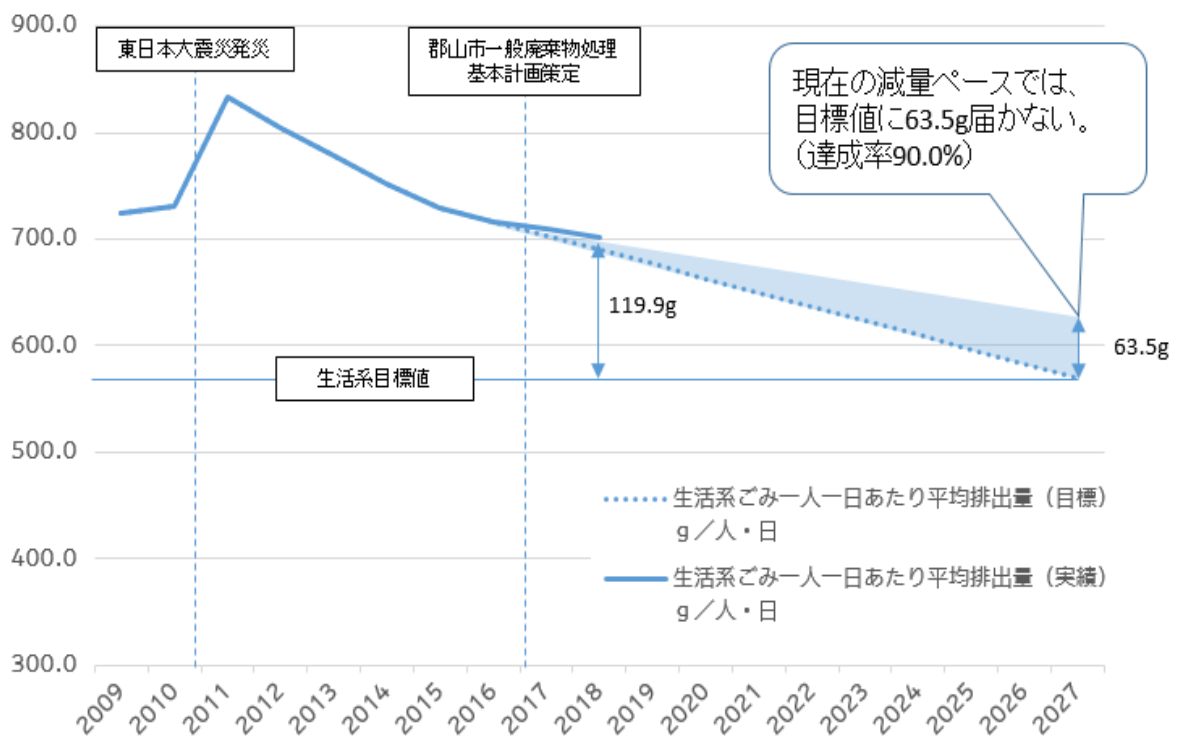
2 審議事項に係る意見について

生活系ごみの排出量は僅かに減少傾向にあるが、平成30年4月策定の「郡山市一般廃棄物処理基本計画」における、ごみ排出量の目標(データ2)を達成するためには、更なるごみの発生抑制、再使用や再生利用の推進、ごみ処理費用負担の公平性の確保、住民の意識改革などを主な目的として、生活系ごみ処理費用の適正負担の導入は必要であるが、ごみ処理費用全体の有料化の導入は、家計に新たな支出を恒常的に生じさせることから、市民生活に与える影響が大きく、市民の理解が得られにくいと考えられます。

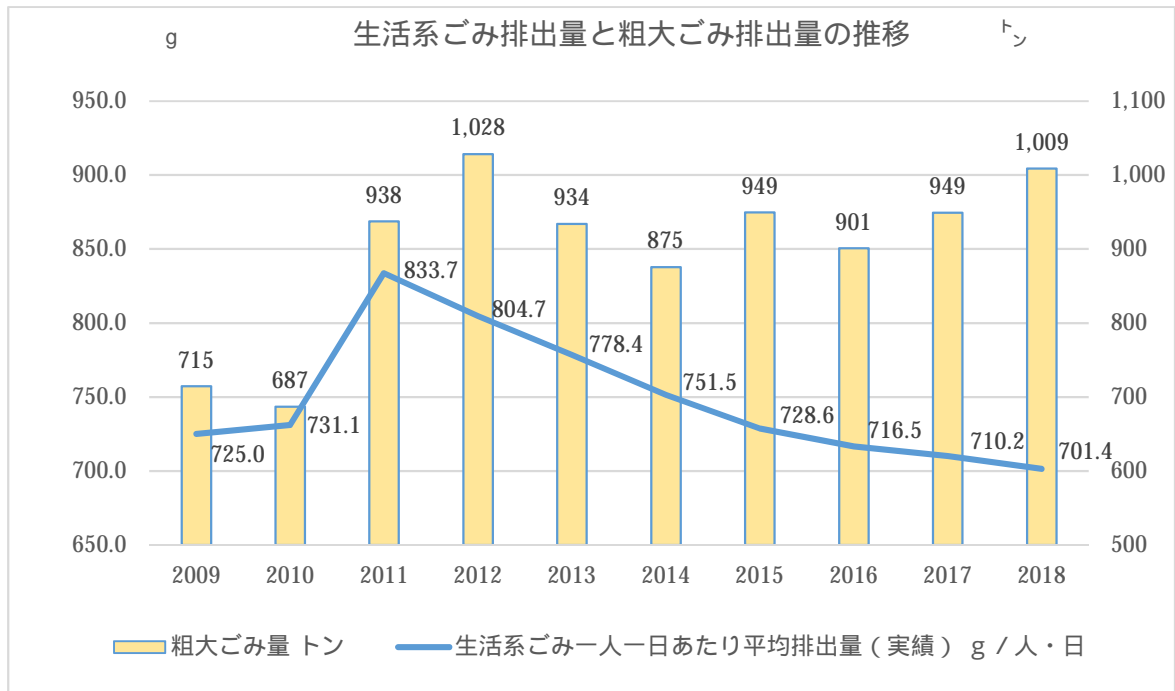
しかしながら、生活系ごみのうち粗大ごみについては排出量が増加傾向(データ3)にあること、市全体のごみ排出量に占める割合が僅少であること、排出者が一部の市民に限られていることなどの理由により、市民生活への影響が少なく、市民の理解も得られやすいと考えられることから、粗大ごみの処理費用の有料化を早期に導入し、市民(消費者)の意識改革を促すことが、ごみの減量には有効な手段である。

そして、生活系ごみ処理費用の適正負担については、粗大ごみの有料化導入による効果や影響を検証し、課題を整理し、今後においても丹念に審議を積み重ね、市民の理解と協力を得て、郡山市にとって最適な制度の構築を目指していくことが適当であることから、今回は中間答申とするとの意見で一致しました。

データ2



データ3



3 有料化の仕組みについて

平成30年度現在において、粗大ごみの処理費用の有料化を導入している中核市は54市のうち44市(全体の8割強)また、県内の市においては13市のうち7市(全体の5割強)という状況であり、非常に多くの自治体有料化を導入しています。

これらの先行自治体における手数料の設定に係る根拠や有料化の具体的な実施方法について、項目別に十分に比較検討するとともに、環境省作成の「一般廃棄物処理有料化の手引き(平成25年4月)」を参照し、郡山市の周辺自治体とのバランスや不法投棄の増加が心配される郡山市内の地域性などにも配慮し、総合的に勘案したところ、次のような方法で実施することが妥当であると考えます。

(1) 費用負担割合

粗大ごみの処理費用に対する排出者の費用負担割合については、全額相当では負担が大きくなり、逆に割合が小さ過ぎると、効果が薄いものとなることから、排出者の負担割合は「50%」とすべきと考えます。

(2) 手数料の設定方法

手数料の設定方法については、「品目別制」「定額制」「重量制」に大別されますが、粗大ごみの大きさ・重量に応じて料金を設定することで排出者にとって理解しやすく、合理的であることから、手数料の設定方法は、「品目別制」とすべきと考えます。

(3) 手数料の納付方法

手数料の納付方法については、「処理券販売方式」「納付書送付方式」「現金納付方式」に大別されますが、販売店が多い場合には排出者の利便性が高く、また、納付漏れや現金紛失等の心配が無いという利点があることから、「処理券販売方式」とすべきと考えます。

なお、販売店としてコンビニエンスストアなどの小売店を指定することが考えられます。

(4) 手数料額

周辺市町村や中核市における処理手数料と比較し、均衡の取れた金額とすることが必要であると考えます。

(5) 粗大ごみの自己搬入無料化の廃止

現在の粗大ごみの処理方法は、郡山市に回収依頼するか、クリーンセンターへ自己搬入することとしており、ごみ処理手数料は無料とされています。

今後、郡山市に回収依頼する場合について、処理費用の有料化が図られることとなれば、クリーンセンターへ自己搬入した場合についても費用負担の公平性の確保のため、無料化を廃止すべきと考えます。

4 有料化導入にあたっての留意事項について

(1) 不法投棄及び違反ごみ対策

ごみ処理費用の有料化導入時において、一時的に不法投棄量が増加する可能性が高くなることが他市の例にあることから、郡山市においても同様の状況が発生することが推測されます。

また、粗大ごみを集積所に排出する、いわゆる違反ごみの増加も懸念されることから、関係機関と連携し、周知啓発活動やパトロール等による監視及び予防体制の強化が必要であると考えます。

(2) 市民への周知

有料化の導入にあたっては、市民の理解と協力が不可欠であるため、広報誌やウェブサイトなど様々な広報媒体を活用し、郡山市におけるごみの現状と今後の課題など、有料化の必要性をしっかりと説明すべきと考えます。

そして、有料化の導入により、ごみ減量化に向けた市民の意識改革、引いては循環型社会の推進に寄与することを市民全体に周知が行き渡るよう、繰り返し丁寧に説明すべきと考えます。

(3) 粗大ごみ再使用推進事業等の推進・拡大

現在、行政による資源物回収事業や粗大ごみ再使用推進事業（リユース家具の無償譲渡）や町内会・子ども会などの団体による集団資源回収といった活動が実施されています。

これらの活動は、ごみ排出量の縮減（リデュース）に寄与するだけでなく再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）にも貢献するものであることから、それらを継続させるだけでなく、より一層の事業推進・拡充がなされるよう自ら励むとともに民間活動の支援にも努めるべきと考えます。

5 今後の審議について

粗大ごみの処理費用の有料化導入は、郡山市における生活系ごみ排出量の削減に向けた市民の意識改革を図るための第一歩であり、それがもたらす効果や影響についての検証、課題の整理及び分析をし、引き続き、郡山市にふさわしい生活系ごみ全体の処理手数料の適正負担の在り方について、2年後を目途に最終答申するべく丹念に審議を積み重ねていくこととします。

今後の予定

	2019年度 (令和元年度)	2020年度(令和2年度)～	
進行計画	計画	実行 粗大ごみ有料化 導入初年度	評価、改善 粗大ごみ有料化導入次年度以降、定期的に実施
課題及び審議事項	・適正負担導入に係る審議及び制度設計 ・分別の徹底及び違反ごみ等への対応	・有料化導入後における課題の整理 ・不法投棄の現状把握及び対策	・有料化導入効果の検証 ・リユース事業等の見直し ・リサイクルの最新技術の研究及び検討 ・市民、事業者等との意見交換及び推進体制構築 ・資源物分類区分の見直し及び厳格化 ・適正負担(有料化)対象の検証

